

5月12日は民生委員・児童委員の日 民生委員・児童委員は、「地域のつなぎ役」です

問合せ 福祉課 社会福祉担当 内線263

民生委員・児童委員とはどんな人？

民生委員は、「高齢での生活不安」「介護の悩み」「障がい者の支援」など様々な相談に応じ、必要な援助（助言や福祉サービスの適切な利用のための情報提供など）を行います。

町では61名の民生委員・児童委員が、それぞれの担当地域で活動しています。

主任児童委員とはどんな人？

子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。

相談の内容に応じて、相談者の地区を担当する民生委員・児童委員や行政、学校、児童相談所などと連携し、支援活動をしています。

町では3名の主任児童委員が、町内の中学校区ごとに活動しています。

相談した内容を他の人に知られたりしませんか？

相談内容の秘密を守ることが法律上義務付けられているため、秘密が漏れることはありません。安心してご相談ください。

報酬はないのですか？

ボランティアとして活動するため給与はありませんが、必要な交通費や通信費など実費の一部を町から支給します。

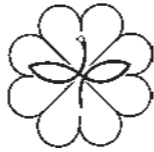
民生委員・児童委員になるのはどんな人？

地域の実情をよく知り、福祉活動やボランティア活動などに理解と熱意がある住民の方が、行政区からの推薦を受けて選出されます。

※新任の民生委員・児童委員の場合、30歳以上78歳未満（ただし75歳以上78歳未満の方については地域の特別な事情がある場合に限る）等、年齢による条件があります。

民生委員のマークについて

民生委員・児童委員の徽章などに用いられているマーク。幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と、児童委員を示す「双葉」を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。



令和6年4月1日付け 杉戸町人事異動の概要

問合せ 総務課 職員担当 内線212・213

令和6年4月1日付けの人事異動は、正職員326名中111名で34.0%の異動規模となります。異動者の内訳は、課長級11名、主幹級14名、主査級33名、主任・主事級37名、新規採用16名です。なお、課長級職員の異動状況は、以下のとおりです。

1 課長級職員の異動

新職名	氏名	前職名
秘書広報課長	池澤 恵一	健康支援課長
管財契約課長	高橋 功一	危機管理課長
総務課長 兼デジタル推進室長	横井 啓至	会計管理者 兼会計課長
人権・男女共同参画 推進課長	大野 剛	産業振興課主幹 兼農業委員会事務局次長
危機管理課長	新井 友和	管財契約課長
税務課長	山下 雅和	福祉課長
福祉課長	米山 知宏	税務課長

新職名	氏名	前職名
健康支援課長	成島 靖一	町民課主幹
市街地整備推進室長	渡辺 景己	建築課主幹
会計管理者 兼会計課長	植原 政彦	秘書広報課長
議会事務局長	青木 幹夫	人権・男女共同参画 推進課長

2 課長級職員の退職

退職又は帰任	氏名	前職名
埼玉県へ帰任	峯岸 泰裕	市街地整備推進室長

介護保険料、後期高齢者医療保険料の特別徴収を「平準化」します

問合せ 高齢介護課 介護保険担当 内線315・316
町民課 後期高齢者医療担当 内線259・456

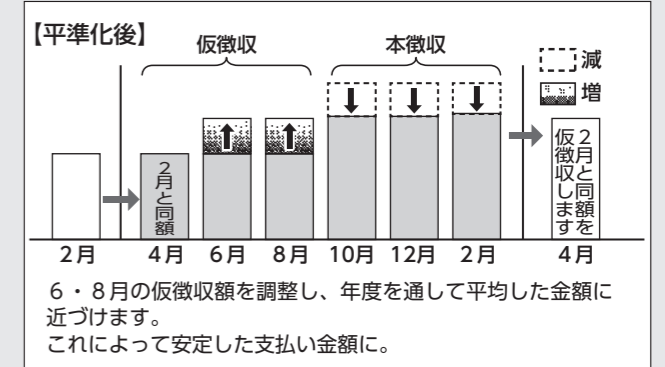
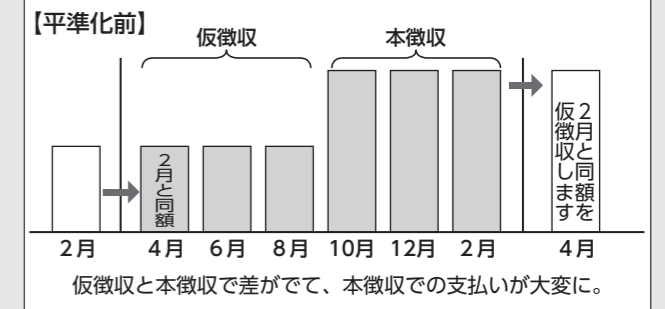
介護保険料および後期高齢者医療保険料が特別徴収（年金からの天引き）となっている方は、4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」として保険料を納めていただいています。しかし、所得の変動などにより、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じてしまう場合があります。

このため、両徴収額の差が大きく異なることが想定される方について、天引きされる額が年間を通してできるだけ均等になるように、**6月以降の徴収額を変更**します。

- ◆本徴収の額は、令和5年中の年金収入額、合計所得額、同一世帯の課税状況などを基に再計算し、7月上旬にお知らせします。
- ◆仮徴収額と本徴収額の差が少ない方は対象となりません。
- ◆平準化を行っても、「本徴収」時の再計算により保険料が大きく変わった場合は、年度内での保険料額の変動が大きくなる場合があります。
- ◆この平準化の実施にあたり、個人の方の手続きは必要ありません。



【イメージ図】



※「平準化」とは、年度前半と年度後半の保険料額の差が大きい方について、6月と8月の天引き額を調整し、年度を通じての保険料額の差を少なくすることです。

新庁舎整備基本構想 住民説明会を開催します

問合せ 管財契約課 管財担当 内線275

町では、役場庁舎の老朽化や狭あい化などの問題を解消するため、町民アンケートやワークショップ、パブリックコメントを実施し、杉戸町新庁舎整備審議会の審議、答申を参考に新庁舎整備基本構想を策定しました。

新庁舎整備基本構想について町民の皆さんにご理解を深めていただくため、新庁舎整備基本構想に関する住民説明会を開催します。

日時	会場	その他
6月4日(火) 19時～	杉戸深輪産業団地地区センター 会議室	各会場定員 50名(申込順) ※事前申込制です。 ※手話通訳は、6月23日(日)のみを予定しています。 ※説明会は1時間30分程度を予定しています。
6月9日(日) 19時～	南公民館 研修室	
6月22日(土) 10時～	東公民館 研修室	
6月23日(日) 10時～	役場 第2庁舎2階第1・第2会議室	
7月4日(木) 14時～	西公民館 研修室	

申込方法 管財契約課窓口または電話、町ホームページから事前申込
※説明会開催日の前日（土日祝日を除く）までに申込みください。

